

添付資料

「霧島錦江湾国立公園及び屋久島国立公園の特別地域内において許可を受けなければ採取し、又は損傷してはならない高山植物その他これに類する植物を指定する件」の概要

1. 概要

霧島屋久国立公園は平成 23 年 12 月開催の中央環境審議会における審議を経て、霧島錦江湾国立公園及び屋久島国立公園に再編成することが適切であるとの答申を受けたところである。

そのため、両国立公園に応じた独特の生態系、動植物相、自然景観等を適切に保護するとともに利用を推進するため、法第 20 条第 3 項第 11 号の規定に基づく特別地域内において採取等が規制される植物の見直しを行い、保護の強化を図るもの。

2. 改正の内容

○今回、新たに指定する植物及び理由

新たに指定する植物については、以下の種数を指定する。種名については別添のとおり

霧島錦江湾国立公園	36 種（別紙 1）
屋久島国立公園	88 種（別紙 2）

・指定理由

霧島錦江湾及び屋久島の固有種、生育地限定、個体数の減少等の理由から、本種の採取等を規制することで保護の強化を図るため。

○指定を解除する植物及び理由

- ・指定を解除する植物 84 種（別紙 3）
- ・解除理由

分布していない、個体数が多い、雑種等であることが判明したため。

○継続指定、分布に応じた整理及び科名等の変更

- ・霧島屋久国立公園から再編成にするにあたり、分布に応じて整理し除外するもの。

霧島錦江湾国立公園継続指定	146 種（別紙 4）
屋久島国立公園継続指定	209 種（別紙 5）

- ・科名、種名等の記載を最新のものに改めるもの。